令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進事業

新型コロナウイルス感染症と戦う組合を応援します。

補助金上限

300万円

企業組合は50万円

補助率

3/4

令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進事業は、青森県の補助を受けて、青森県中小企業団体中央会が実施する事業で、中小企業組合が対象となります。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮したイベント等の開催やＷＥＢ等での販売促進、新たなサービス展開による販路拡大を図る取組など、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための取組みを支援します！

■募集スケジュール

公募受付期間　第１回　令和３年４月21日（水）～５月31日（月）

※上記受付期間以降は随時受付とさせていただき、予算額に達し次第、受付を終了させていただきます。

※令和３年４月16日以降に発生した経費を対象とします。

■対象事業例

共同店舗における
レシートラリーイベントの開催

ネットショップ開設による
販路拡大事業

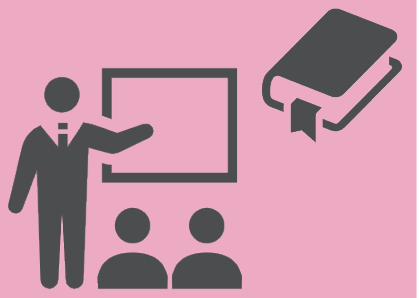

感染防止に対する講習会の開催
対応マニュアル作成

公募要領・申請書式はこちらまで→ https://jongara.net/blog/archives/6972

～　連携支援のネットワークコーディネーター　青森県中小企業団体中央会　～
こちらからご説明にお伺いします！まずはメールかお電話でお問い合わせください。

弘前支所
0172-39-7002
hirosaki@jongara.net

本部連携支援１課
017-777-2325
renkei-one@jongara.net

八戸支所
0178-43-6525
8nohe@jongara.net

令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、感染拡大防止に配慮したイベント等の開催やWEB等での販売促進、新たなサービス展開による販路拡大等、組合等が行う新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための取組等に対し、補助対象経費の３/４を補助します。

■ 補助対象者

【事業協同組合又はその連合会】　【商店街振興組合又はその連合会】
【商工組合又はその連合会】　【生活衛生同業組合】　【企業組合】　【協業組合】

■ 補助対象経費

ア　謝金（委員・講師・研究員等外部専門家に対する謝金）
イ　旅費（委員・講師・研究員等外部専門家に対する旅費、職員・役員等に対する旅費）
ウ　その他事業実施に係る経費
①開発費　②内装・設備・施工工事費　③広報費　④借料　⑤備品費
⑥資料購入費　⑦雑役務費　⑧会議費　⑨展示会等出展費　⑩委託費
⑪外注費　⑫その他中央会が特に必要と認める経費

※ただし、消耗品（マスク、消毒液等）、感染拡大防止に関連しない通常の備品等は対象外とし、消費喚起促進事業のために新たに発生する経費に限ります。
※補助対象経費の詳細につきましては、当会までご相談ください。

■ 補助対象事業

次の（1）または（2）に掲げる取組であって、（３）に掲げる要件も満たすものとします。
（1）新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために令和４年２月15日までに行う取り組みで、以下のいずれかに該当するものであること。

① 感染拡大防止に配慮したイベント開催やキャンペーン実施等に要する費用
② ＷＥＢを活用した新たな販売促進事業や新たなサービスの実施による販路拡大等に要する費用
③ その他新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立や新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための経費であって知事が必要と認めるもの

（2）飲食店を構成員とする団体が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を強化するために令和３年７月31日までに行う取り組みで、以下のいずれかに該当するものであること。

① 団体の自主的な認証制度の運用や感染防止対策が図られているかの見回りの実施等に要する費用
② 業界ガイドラインに沿って実施される飛沫感染防止や接触防止等の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に要する費用
③ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の「見える化」やメディア、ＳＮＳを活用した情報発信等に要する費用
④ 感染防止に対するセミナーや講習会等の実施、対応マニュアル作成に要する費用
⑤ その他新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立や新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための経費であって知事が必要と認めるもの

（3）以下のいずれにも該当しないものであること。

① 国（独立行政法人を含む）等の他の補助制度、助成制度を活用する事業
② 令和３年青森県まちのにぎわいづくり事業支援事業費補助金交付要綱に定める新しい生活様式に対応したまちのにぎわいづくり事業（商店街振興組合及び商店街振興組合連合会が実施するものに限る）を活用する事業
③ 事業内容が射幸心をそそるおそれがあるもの、また公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなる恐れがあるもの及び公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの

■ 主な注意点

・採択審査は、有識者等により構成される審査委員会（非公開）にて、事業計画の有効性や積算の透明性等の観点から行われます。

事業の詳細・申請様式・要綱等は、当会ホームページにてご確認願います。

https://jongara.net/blog/archives/6972
（トップページにバナーが掲載されています）